

「林務関係ICT活用工事試行実施要領」（令和5年2月15日付け4農総第297号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 概要</p> <p>本要領におけるICT活用工事とは、以下の①～⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <p><u>ICT施工技術の活用にあたっては、以下の②④*⑤の段階での活用を必須とし、①③の段階での活用は請負者の希望によることとする。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>※作業土工(床堀)においては、④は該当なし。</u></p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>第4条 ICT施工技術の具体的内容と適用範囲</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び別表-1によるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>3次元設計データを用い、3次元MC又は3次元MG建設機械※により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>※MC：マシンコントロール MG：マシンガイダンス</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>第5条 積算方法</p> <p>ICT活用工事に要する費用は、設計計上の対象とし、積算方法については、以下の①～⑨の積算要領（林野庁森林整備部計画課）によるものとする。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>第6条 施工計画書への記載及び報告並びに納品</p> <p>(1) 施工計画書への記載及び報告</p> <p>請負者は、ICT施工技術を活用する場合は、施工計画書に必要事項を記入のうえ、監督員に提出するとともに、実施状況が確認できる写真を添付した任意様式により、工事完了時までに監督員に報告するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1条 概要</p> <p>本要領におけるICT活用工事とは、以下の①～⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <p><u>なお、現場条件等により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施するなど、生産性向上のために現場条件等に合わせて個別にICT施工技術を採用した場合でもICT活用工事とする。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>第4条 ICT施工技術の具体的内容と適用範囲</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び別表-1によるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>3次元設計データを用い、3次元MC又は3次元MG建設機械※により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>※MC：マシンコントロール MG：マシンガイダンス</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>第5条 積算方法</p> <p>ICT活用工事に要する費用は、設計計上の対象とし、積算方法については、以下の①～⑧の積算要領（林野庁森林整備部計画課）によるものとする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>第6条 施工計画書への記載及び報告並びに納品</p> <p>(1) 施工計画書への記載及び報告</p> <p>請負者は、ICT施工技術を活用する場合は、施工計画書に必要事項を記入のうえ、監督員に提出するとともに、実施状況が確認できる写真を添付した任意様式により、工事完了時までに監督員に報告するものとする。<u>なお、報告がない場合には、第7条に定める評価を行わない。</u></p> <p>(2) (略)</p>

改 正	現 行
<p>第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>(1) 工事成績評定における加点</p> <p>ICT活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、工事成績評定の創意工夫において評価するものとし、<u>第1条①～⑤に示す各段階のうち、ICT施工技術を活用し、その実施状況について監督員に報告があったものについて評価することとする。</u></p> <p><u>なお、評価にあたっては、第1条に示す②④⑤の全ての段階においてICT施工技術を活用していることは求めない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則 この要領は令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表1 (略)</p> <p>別紙1、記載例－1～2 (略)</p> <p>様式1 (略)</p>	<p>第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>(1) 工事成績評定における加点</p> <p>ICT活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、工事成績評定の創意工夫において評価するものとする。<u>評価にあたっては、創意工夫の評価項目として、第1条①～⑤に示すICT施工技術のうち、いずれか1つでも実施した場合は、「ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、①～⑤の技術について、活用した技術ごとに評価を加える。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別紙1、記載例－1～2 (略)</p> <p>様式1 (略)</p>